

三重県工業研究所 受託研究実施要領

(目的)

第1条 この要領は、三重県工業研究所（以下「工業研究所」という。）が実施する受託研究に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 受託研究：工業研究所が県内事業者、大学等高等教育機関、公的試験研究機関、県内支援機関、団体又は個人から委託を受けて行う研究をいう。これに要する費用について研究を委託する者（以下「委託者」という。）が負担するものとする（ただし国の機関及び特殊法人、地方公共団体等の制度を活用して、各制度の実施要項等の規定に基づき実施するものを除く）
- 二 技術知識：知見、データ、ノウハウ、図面、計画等の工業研究所と委託者との間で共有した全ての技術的情報のうち、受託研究開始前の協議により開示されたもの及び受託研究により創出されたものをいう（ただし、開示を受けた時点ですでに公知であったもの又は既に自己が保有していたことを証明できる情報を除く）

(受託研究の申込)

第3条 工業研究所に研究を委託しようとする者（以下「申請者」という。）は、工業研究所長（以下「所長」という。）に受託研究申請書（様式第1号）を提出するものとする。

(委託者)

第4条 委託者は、原則として県内事業者、大学等高等教育機関、公的試験研究機関等、県内支援機関、団体又は個人とする。ただし、所長が認めるときはこの限りではない。

(受託研究実施の条件)

第5条 受託研究は、企業の商品・製品又はサービス等を直接生産・実施しないものとし、かつ次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- 一 県内ものづくり企業が抱える技術的課題の解決や基盤技術の強化に必要または有益であると認められるもの。
- 二 工業研究所が行う試験研究と関連して実施することが必要または有益であると認められるもの。
- 三 工業研究所の施設若しくは機器またはその職員の有する専門技術が特に必要であると認められるもの。
- 四 前各号に掲げるもののほか、所長が工業研究所で実施することが特に必要また

は有益であると認めるもの。

(募集)

第6条 所長は、受託研究を実施しようとするときは、受託研究公募要領を定め、委託者を公募するものとする。

2 受託研究公募要領において、別表第1に掲げる項目を定める。ただし、別表第1第4号、第7号及び第11号は、必要に応じて定める。

3 別表第1第6号に掲げる審査基準は、別表第2に掲げる審査基準のうちから、必要に応じて定める。

(審査)

第7条 工業研究所の課長及び室長（以下「課長等」という。）は、受託研究申請書（様式第1号）の内容に関する事前調査を実施し、受託研究調書を作成するものとする。なお、複数の課及び室が連携して実施する場合は、所長が主たる課又は室を選定する。

2 申請者は、工業研究所が実施する事前調査に協力しなければならない。

3 所長は、別途定める要領において受託研究審査会（以下「審査会」という。）を設置し、委託者を選定するものとする。なお、受託研究を実施しようとする課長等は、受託研究申請書（様式第1号）に受託研究調書等を添付して、審査会の議案として提出しなければならない。

(受託研究の受け入れの適否及び実施通知)

第8条 所長は、審査会の結果、受託研究を行うことが工業研究所の事業推進に寄与するものであり、かつ、工業研究所の業務に支障が生ずるおそれがないと認められるときに限り、受託研究を受け入れることができるものとする。ただし、別表第3に掲げる一に該当する申請者からの受託研究については受け入れることができない。

2 所長は、受託研究を受け入れることの適否を決定したときは、申請者に対して受託研究実施通知書（様式第2-1号）または受託研究不採択通知書（様式第2-2号）により通知するものとする。

(受託研究受け入れの条件)

第9条 前条第2項の規定により受託研究の実施を通知する場合には、次の各号に定める条件を付すものとする。

一 受託研究は、天災発生等やむを得ない場合を除き委託者から一方的に中止することができないこと。

二 受託研究の結果得た技術上の成果（以下「研究成果」という。）に係る工業所有権等の権利（特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらの権利を受ける権利をいう。）は県に帰属し、これを委託者に無償で使用させ、又は譲与することはしないこと。ただし、委託者により受託研究開始前に開示された技術情報と受託研究実施により得られた研究成果の両者を基に共同出願を行う場合の発明等

に係る知的財産権の帰属及び取り扱いについては、所長と委託者が協議のうえ、その取扱い方法を定めることができること。

三 天災その他やむを得ない事由が発生したことにより受託研究を中止し、又はその期間を延長する場合においても、工業研究所はその責めを負わないこと。

四 受託研究に要する費用は、原則として契約締結日の翌々月末日までに納入すること。

五 納入された費用は、原則として返還しないこと。

六 受託研究に要する費用で取得した設備等は、返還しないこと。一方、受託研究に関する供試品・資材・材料等は協議のうえ返還することができ、委託者は返還を希望する場合、受託研究申請書（様式第1号）の該当欄にその旨を記載したうえで工業研究所と事前協議を行うこと。

2 前項に定めるもののほか、受託研究の受け入れに関し必要と認められる条件を付すことができる。

3 委託者が大学等高等教育機関又は公的試験研究機関等である場合には、第1項第4号の条件を付さないことができる。

（受託研究契約の締結）

第10条 工業研究所及び申請者は、受託研究契約書（様式第3号）を標準として、受託研究契約を締結するものとする。ただし、工業研究所が認めた場合は、任意の様式による契約書により契約を締結することができるものとする。

2 前項の規定は、受託研究契約を変更する場合について準用する。

（研究期間が複数年度にわたる受託研究の取扱い）

第11条 審査会は、研究期間が複数年度にまたがることが明らかな場合又は国若しくは県の他部局等の事業で別に審査がある場合は、複数年度にわたる研究期間全体を通じて研究内容を審査し、委託者を選定することができる。ただし、第10条に定める受託研究契約は、各年度において締結するものとする。

（受託研究に要する費用の負担）

第12条 委託者は、受託研究契約で定めるところにより、受託研究に要する費用を県に納入するものとする。

2 委託者が納入する費用の額は、直接経費（別表第4に定める経費のうち、受託研究の遂行に直接必要な経費で当該受託研究契約に定めるものをいう。）に間接経費（受託研究の遂行に関連し直接経費以外に必要な経費をいい、その額は、直接経費の30パーセントに相当する額とする。）を加えた額とする。

3 前項の規定にかかわらず、委託者が国又は県から補助金等を受け、その再委託により研究を委託する場合は、委託者が納入する費用は、直接経費の額のみとすることができる。

4 前2項の規定に拠りがたい場合は、両者協議の上決定した額とすることができる。

(受託研究の中止等)

第13条 所長は、天災その他やむを得ない事由があるときは、委託者に通知の上、受託研究を中止し、又はその実施期間を延長することができる。

2 所長は、受託研究の中止により、委託者が前条の規定により納入した費用に不用が生じた場合においては、当該不用となった額を返還することができる。

(契約の変更)

第14条 県及び委託者は、受託研究契約書の内容に変更が生じた場合は、速やかに受託研究変更契約書(様式第4号)を標準として、受託研究変更契約を締結するものとする。

(受託研究の実施)

第15条 受託研究の実施に当たっては、課長等は受託研究の主たる研究者を受託研究者として選定し、研究の進捗状況を所長および受託研究者と定期的に協議する等、円滑に受託研究を実施するものとする。

(記録の保存)

第16条 受託研究者は、受託研究開始前に委託者から開示された技術知識及び受託研究により創出された技術知識について記録し、保存しなければならない。

(秘密の保持)

第17条 工業研究所及び委託者は、受託研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受けた情報又は相手方より知り得た技術上若しくは営業上の情報について、相手方の書面による事前の同意なしに、第三者に開示してはならない。ただし、当該情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

一 相手方から知得した時点で既に公知となっている情報又は相手方から知得した後自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報

二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

三 相手方から知得した時点で既に保有していた情報

四 相手方から知得した情報によらないで独自に開発したことが書面により立証できる情報

五 法令又は裁判所の命令により開示を義務づけられている情報

六 第6条に定める受託研究公募要領において公表するとした情報

(研究成果の公開、報告書及び情報公開)

第18条 所長は、研究成果について、原則として公開するものとする。ただし、公にすることにより、委託者の競争上の地位その他正当な利益を損なうと認められるものは、委託者と協議のうえ、公開を控えることができる。

2 所長は、契約終了日から1か月以内又は受託研究実施年度末のいずれか早い時期までに受託研究報告書(様式第5号)を取りまとめ報告するものとする。工業研

究所は、受託研究報告書について、原則として公表するものとする。ただし、公にすることにより、委託者の競争上の地位その他正当な利益を損なうと認められるものは、委託者と協議のうえ、公表を控えることができる。

- 3 受託研究報告書以外の公文書の公開は、前条の規定に定めるもののほか三重県情報公開条例（平成11年三重県条例42号）によるものとする。

（権利の帰属及び出願等）

第19条 工業研究所は、受託研究の実施に伴い発明が生じた場合には、速やかに委託者に通知しなければならない。

- 2 工業研究所は、受託研究に関連して単独で発明が生じた場合、その権利は県に帰属する。
- 3 例外的に、受託研究開始前に申請者により開示された技術情報および受託研究実施により得られた研究成果の両者を基に共同出願を行なおうとするときは、当該特許に係る工業研究所及び委託者の持分を協議して定めた上で、共同出願契約書（様式第6号）により共同して出願（以下「共同出願」という。）を行うものとする。なお、工業研究所は、当該発明に係る特許を受ける権利を委託者から承継した場合は、単独で出願することができる。

（特許の実施及び費用負担）

第20条 工業研究所及び委託者は、前条第3項により共同出願するときは、当該特許の実施について協議のうえ、共同出願した日から5年間を限度とする期間を定めて、次の一つを選択する。

- 一 委託者以外の者への実施権の付与の禁止
- 二 委託者以外の者への実施権の付与の保留
- 三 委託者以外の者への実施権の付与の同意

- 2 前項第1号を選択したときは、委託者は出願に係る費用及び前項で定めた期間に係る特許料等（以下「出願等費用」という。）を全額負担する。
- 3 第1項第2号を選択したときは、委託者は出願等費用を全額負担する。この場合において、委託者以外の者への実施権の付与の可否については、工業研究所と委託者が協議のうえ決定する。
- 4 第1項第3号を選択したときは、工業研究所及び委託者は、前条第3項で定める持分に応じて出願等費用を負担する。
- 5 委託者は、共同出願した発明に係る共有の特許を受ける権利又は特許権（以下「共有特許権」という。）を実施するときは、工業研究所と別に定める実施契約書を締結するとともに、前条第3項で定める持分に応じて工業研究所に対し実施料を支払わなければならない。
- 6 第1項第1号を選択した場合を除き、工業研究所及び委託者は実施料等について事前に協議のうえ、共有特許権を委託者以外の者に実施させることができる。この場合の実施料は、前条第3項で定める持分に応じて、工業研究所及び委託者に配分するものとする。

(産業廃棄物に係る受託研究の取扱い)

第21条 産業廃棄物に関連する受託研究においては、他の条項に加えて、次の各号を適用するものとする。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第5号に規定される特別管理産業廃棄物を直接の原料とした製品化に関する研究は、受託研究の対象としないものとする。
- 二 産業廃棄物を原料に含む工業研究所以外の者が開発した商品について、新たな用途を開発することを目的とする研究は、受託研究の対象としないものとする。
- 三 県又は委託者が所有又は管理しない土地等を使用して行う研究は実施しないものとする。
- 四 委託者は、受託研究申請書（様式第1号）提出時に、研究対象とする産業廃棄物に関する成分、溶出試験結果及び製造方法等を添付するものとする。
- 五 所長は、事前調査において必要がある場合は、他研究所又は他機関の専門家の意見を聴取するものとする。
- 六 工業研究所が研究対象とする産業廃棄物に関する成分等の提出を条件として採択した場合において、委託者は、環境計量証明事業登録機関による分析結果を提出しなければならない。
- 七 受託研究実施期間中において、研究対象とする産業廃棄物に関する成分及び製造方法等の情報について、所長が委託者に求めた場合は、委託者は、これらに関する情報を提出しなければならない。この場合において、必要となる費用は委託者の負担とする。
- 八 工業研究所及び委託者は、受託研究実施期間中において生じた成果物又は生産物を商品として流通させないものとする。

(適用の特例)

第22条 所長は、委託者が大学等高等教育機関又は公的試験研究機関等で委託者の受託研究に関する定めを優先する場合、国若しくは県他部局等の事業で要領等に定めがある場合又はその他特別の事情があると認められる場合は、この要領の規定にかかわらず、相手方の受託研究に関する定め全部又は一部を適用することができる。この場合において、所長は、受託研究実施要領等適用除外説明書（様式第7号）を作成するものとする。

(準用)

第23条 第18条から第20条の規定は、実用新案権を受ける権利及び実用新案権、意匠登録を受ける権利及び意匠権、育成者権を受ける権利及び育成者権について準用する。

(雑則)

第24条 所長は、受託研究に要する費用の負担及び審査その他の事項について、必

要に応じて別途定めることができる。

附則 この要領は、令和2年6月3日から施行する。

別表第1（第6条関係）公募要領で定める項目

一	研究計画の概要、又は事業の目的等
二	研究予定期間
三	受託研究に要する費用の負担
四	知的財産の出願及び実施に関する取扱
五	研究成果の公表に関する取扱
六	審査の方法、審査基準及び審査結果の公表
七	受託研究を担当する課・室名、住所及び連絡先
八	申請期間及び申請先
九	応募方法及び受託研究申請書等
十	法の遵守に関する事項
十一	その他必要な事項

別表第2（第6条関係）審査基準

一	工業研究所の研究能力（人的・設備的能力等）との整合性
二	受託研究申請内容の技術的妥当性と見込まれる効果
三	工業研究所として取り組む必要性、緊急性
四	受託研究の対象とする材料等に関する法的規制及び安全性
五	申請者の県内における事業化計画
六	工業研究所の研究費用及び出願等費用に関する申請者の負担意思
七	その他必要な事項

別表第3（第8条関係）受託研究を受け入れることができない場合

一	法人等（法人、法人格を有していない団体及び個人。以下同じ。）又はその役員等（法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者。法人格を有していない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者。個人にあっては、その者及びその者の支配人。以下同じ。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）のほか、暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として警察等捜査機関からの通報があった者若しくは警察捜査機関が確認した者。以下同じ。）と認められる場合
二	法人等又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合
三	法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資材等

	の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
四	法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。）
五	法人等又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合（社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）
六	法人等又はその役員等が、暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合

別表第4（第12条関係）直接経費の費目

一	技術料 委託者からの受託研究の申請を受け当該研究を行った時間に対する費用とし、当該研究を実施する職員の給与に関係なく、三重県職員の1人1時間あたりの平均給与単価（実施年度の前々年度実績）に研究に要する延べ実労時間を乗じたものとする。
二	消耗品費 消耗品費は当該研究に使用される薬品・消耗器材等の費用とする
三	光熱水費 光熱水費は当該研究に使用する電気料金、ガス料金、水道料金とする。1時間当たりの電気料金は23.28円、ガス料金は523.34円、水道代498.64円とする。
四	委託料・手数料 当該研究に使用される設計、加工、分析等の外注経費とする
五	旅費 当該研究のため調査等に要する費用とする
六	使用料 当該研究に使用する外部機関の機器等を使用する際の費用とする
七	修繕費 当該研究に使用される工業研究所所有備品の修繕費とする
八	負担金 当該研究実施にあたり必要な参加費等の費用とする
九	備品購入費 当該研究に使用する備品等の購入費とする
十	印刷製本費 当該研究に必要な印刷費とする
十一	通信運搬費 当該研究に必要な通信運搬費とする